平成２６年（フ）第４０６号
堺市堺区南陵町４丁６番11号、住民票上の住所堺市堺区海山町２丁116番地１　ファミールハイツ堺Ⅱ番館1101号
債務者　八尾　淳子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８号
長崎県五島市上大津町675番地、住民票上の前住所長崎県五島市上大津町745番地
債務者　平山美由希（旧姓江口）
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２６年（フ）第３７７号
東京都三鷹市大沢１丁目１番50号三鷹荘105
債務者　野村　浩司
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３６１号
東京都町田市真光寺１丁目40番地23メゾングラシューズⅡ201
債務者　田村　　研
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２１７１号
大阪市北区天満２丁目13―17―504、住民票上の住所大阪市東淀川区西淡路１丁目12番10号グレイスフル東淀川　303号
債務者　後村　繁和
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６６５号
神奈川県大和市下鶴間1549番地５　ヴィラＦ１―202
債務者　林　奈緒美
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６９２号
横浜市瀬谷区三ツ境67番地７　メゾネットＮＡＫＡＤＡ103
債務者　鈴木　彩子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８２４号
横浜市中区根岸町１丁目15番地７　コパーズ・アプト根岸Ⅱ203号室
債務者　伊藤　克昌
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８５１号
横浜市緑区鴨居２丁目18番５号
債務者　吉野　保彦
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８６７号
横浜市保土ケ谷区和田１丁目19番６号　第一和田荘Ａ203号
債務者　竹原　吹子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８７１号
横浜市青葉区みたけ台29番地３　第３田園ハイツ106号
債務者　菅原　三男
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６号
静岡県掛川市西大渕5925番地の21
債務者　高山　京子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第３５７号
東京都三鷹市下連雀８丁目２番24号コーポオマタ201
債務者　古宮　次郎
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月31日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第２５１号
札幌市東区北24条東16丁目１番25号
破産者　株式会社メディアスタッフ
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９号
神戸市中央区港島中町６丁目２番地の１神戸パークシティ１号棟409号
破産者　Ｂ’ｓ　ＫＯＢＥ株式会社
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０号
神戸市中央区港島中町６丁目２番地の１神戸パークシティ１号棟409号
破産者　有限会社ゼントレーディング
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部